

永平寺町告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2号の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による非補助土地改良（区画整理）事業牧福島第二地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年1月8日

永平寺町長 松本文雄

次の区域を牧福島26字に編入する。

大字	字	地番
牧福島	25字	1の1 3から6まで 17 18の1 18の2 26 27の1 28の1
これらの区域に介在する道路、水路である町有地の全部		